

## 東郷町巡回バス等広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、東郷町巡回バス（以下「巡回バス」という。）等に広告を掲載する手続き等について東郷町広告掲載要綱（平成22年東郷町要綱第14号。以下「要綱」という。）及び東郷町広告掲載基準に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体)

第2条 広告媒体は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 車体広告
- (2) 車内広告
- (3) 停留所広告

(広告の掲載位置等)

第3条 広告の掲載位置、規格等は、別表のとおりとする。

(広告の掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は、月を単位とし、広告を掲載しようとする者（以下「広告掲載希望者」という。）が指定することができる。また、連続して掲載の申込みができる期間は、掲載を始めた月の属する年度の末日を限度とする。

2 前項の規定による掲載開始は、各月最初の運行日とし、掲載終了は各月最終の運行日とする。

3 前項の規定にかかわらず、町長が認めたときは掲載を始める月の途中の運行日から開始し、掲載を終える月の途中の運行日で終了することができる。

(広告掲載料)

第5条 広告掲載料は、別表のとおりとする。

2 前項に定める広告掲載料は、掲載期間が1月未満の場合は1月として計算する。

3 広告掲載希望者は、第1項の規定により定められた広告掲載料を町長が指定する日までに納付するものとする。

(広告の募集方法)

第6条 広告の募集は、広報とうごう、町ホームページ等を活用して行うものとする。

(広告掲載の申込)

第7条 広告掲載希望者は、希望する掲載日の6月前から40日前までに東郷町巡回バス等広告掲載申込書（様式第1）に掲載しようとする広告の原稿案及び東郷町の町民税の納税証明書を添付して、町長に提出するものとする。

2 東郷町内に所在地を有する事業所等で、東郷町が町民税の納付状況に関する調査を行うことについての同意がある場合は、前項の納税証明書の添付を要しない。

3 町長は必要に応じて、広告の掲載に関する資料を求めることができる。

（広告掲載の決定）

第8条 町長は、前条の規定による申込みがあったときは、要綱第6条第1項の東郷町広告掲載審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査に付するものとする。

2 審査委員会は、広告掲載希望者及び広告内容の審査を行うものとする。

3 町長は、審査委員会の審査結果を基に広告掲載の可否を決定し、広告掲載希望者に東郷町巡回バス等広告掲載決定通知書（様式第2）により通知する。

4 第2項の審査により適合と認められた広告掲載希望者が、広告の募集枠数を超えたときは、次の各号の順位により決定する。

なお、同順位のものの中では、掲載希望月数の多いものを優先することができる。

(1) 市町村その他公益を目的とする事業を行う法人又は団体その他これらに類するものが行う広告

(2) 民間企業のうち町内に事業所又は事務所を有する法人が行う広告

(3) 前2号に掲げる広告以外の広告

5 前項の規定によっても掲載できる広告数が募集数を超えたときは抽選により決定するものとする。

6 広告掲載場所は、原則として、掲載申込み日の早い者を優先する。

（広告原稿の作成及び提出）

第9条 広告掲載希望者は、第3条に規定する規格の広告原稿を、広告の掲載を開始する日の10日前までに町長に提出しなければならない。

2 広告原稿は、広告掲載希望者の責任及び負担において作成するものとする。

3 広告原稿は、貼付する際に掲載する広告媒体から剥離を生じないものとしなけ

ればならない。

4 広告原稿は、掲載終了後に原状回復可能なものとしなければならない。

5 町長は、第1項の規定により提出された広告原稿が広告内容及びデザインが各種法令に違反している若しくはそのおそれがある又はこの要綱に抵触していると判断した場合は、広告掲載希望者に対し広告内容の修正を求めることができる。

(広告内容等の変更)

第10条 広告掲載希望者は、広告の掲載の決定を受けた期間内において広告内容等を変更しようとするときは、変更しようとする日の1月前までに東郷町巡回バス等広告掲載内容等変更申込書(様式第3)に変更しようとする広告の原稿案を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、その変更が軽微なものであるときは、この限りではない。

2 町長は、前項の変更申込書が提出されたときは、その内容を審査のうえ、変更の可否を決定し、広告掲載希望者に東郷町巡回バス等広告掲載変更決定通知書(様式第4)により通知する。

(広告掲載の取消)

第11条 次の各号のいずれかに該当するときは、町長は、広告掲載希望者への催告その他何らの手続きをすることなく、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 広告掲載希望者が第5条第3項の期日までに広告掲載料を納付しないとき。

(2) 広告掲載希望者が第9条第1項の期日までに広告原稿を提出しないとき。

(3) 広告掲載希望者が第9条第4項の広告内容の修正を行わないとき。

(4) その他町長が必要と認めたとき。

2 前項の規定により広告の掲載を取り消したときは、東郷町巡回バス等広告掲載取消決定通知書(様式第5)により、当該広告掲載希望者に通知するものとする。

(免責)

第12条 町長は、天災、事故、故障、点検その他町の責めに帰することができない事由により、広告が掲載できなかったときは、その責めを負わない。

2 町長は、町の責めに帰することができない理由による広告の破損、盗難等については、その責めを負わない。

(広告掲載の取下げ)

第13条 広告掲載希望者は、自己の都合により広告掲載を取り下げることができる。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、東郷町巡回バス等広告掲載取下げ届（様式第6）により、広告の取下げを希望する日の1週間前までに町長に申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告掲載を取り下げたときは、納付済みの広告掲載料は還付しない。

（広告掲載料の還付）

第14条 広告掲載希望者の責めに帰することができない事由により、広告の掲載が取り消されたときは、東郷町巡回バス等広告掲載料還付請求書（様式第7）により町長に広告掲載料の還付を請求することができる。ただし、掲載できなかった運行日数が1日に満たない場合は、広告掲載料の還付は行わない。

2 前項の規定により還付する広告掲載料は、当該月の運行日数で除した額をもって日額の広告掲載料とみなし、日割によって計算して得た額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

（広告掲載希望者の責務）

第15条 広告掲載希望者は、広告内容等掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告掲載希望者は、広告掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告掲載希望者の責任及び負担において解決するものとする。

3 広告掲載希望者は、広告物の破損、滅失、紛失又は毀損が生じた場合、町に損害賠償を求めることはできないものとする。

4 広告掲載希望者は、掲載する広告が愛知県屋外広告物条例（昭和39年愛知県条例第56号）の規定により許可を受ける必要がある場合は、広告掲載希望者の責任及び負担において許可を受けるものとする。

（協議）

第16条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、町長と広告掲載希望者双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

（適用除外）

第17条 この要領は、次の各号のいずれかに該当する場合は適用しない。

- (1) 東郷町による広告を掲載する場合
- (2) 市町村その他公益を目的とする事業を行う法人又は団体その他これらに類するものが行う利益を目的としない広告を掲載する場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が認めるもの  
(委任)

第18条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年7月13日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

## 別表（第3条及び第5条関係）

### 1 車体広告

掲載位置	巡回バス車体後面
掲載場所	じゅんかい君 北コース（右回り） じゅんかい君 北コース（左回り） じゅんかい君 東コース（右回り及び左回り） じゅんかい君 南西コース（右回り及び左回り）
規格	縦500mm×横1,500mm程度
広告掲載料	1枠 月額5,000円（税込み）

### 2 車内広告

掲載位置	巡回バス車内窓ガラス上部広告枠
掲載場所	じゅんかい君 北コース（右回り） じゅんかい君 北コース（左回り） じゅんかい君 東コース（右回り及び左回り） じゅんかい君 南西コース（右回り及び左回り）
規格	縦364mm×横515mm（B3サイズ横）以内
広告掲載料	1枠 月額1,000円（税込み）

### 3 停留所広告

掲載位置	巡回バス停留所案内板下部
掲載場所	コンクリートベース据え置きタイプのバス停留所
規格	縦210mm×横297mm（A4サイズ横）程度
広告掲載料	1標識 月額500円（税込み）
備考	屋外広告物の規制等により設置できない場所があります。 広告掲載料とは別に屋外広告物許可手数料が必要となる場合があります。

様式第1（第7条関係）

東郷町巡回バス等広告掲載申込書

年 月 日

東郷町長 殿

申込者 住 所

氏 名

電話番号

東郷町巡回バス等への広告掲載を、次のとおり申し込みます。

掲載申込期間	年 月から 年 月までの計 か月
掲載希望場所	<input type="checkbox"/> 車体広告（ <input type="checkbox"/> 北（右） <input type="checkbox"/> 北（左） <input type="checkbox"/> 東 <input type="checkbox"/> 南西 ） <input type="checkbox"/> 車内広告（ <input type="checkbox"/> 北（右） <input type="checkbox"/> 北（左） <input type="checkbox"/> 東 <input type="checkbox"/> 南西 ） <input type="checkbox"/> 停留所広告 掲載希望停留所（ ）
広告の内容	原稿案を添付してください。
広告掲載希望者の業種・事業内容の概要	
その他	広告掲載の可否について、東郷町の審査・判断に従います。

【申込者の所在地が東郷町内の場合】

東郷町が申込者の町民税の納税状況を確認することに同意します。

年 月 日

氏名（法人その他団体にあつては名称及び代表者氏名）

..... 印

東郷町巡回バス等広告掲載決定通知書

様

東郷町長

年 月 日付けで申込みのあった東郷町巡回バス等への広告掲載について、下記のとおり決定しましたので通知します。

決定区分	<input type="checkbox"/> 掲載を認めます。 <input type="checkbox"/> 掲載を認めません。
掲載場所	<input type="checkbox"/> 車体広告 掲載コース <input type="checkbox"/> 車内広告 掲載コース <input type="checkbox"/> 停留所広告 掲載停留所
掲載期間	年 月 から 年 月 までの計 月
広告掲載料	円
掲載を認めない理由	
備考	(1) 広告掲載料は、年 月 日までに同封の納付書により納付してください。 (2) 車体及び車内広告は、車両の点検、故障等により、一定期間掲載できない場合があります。



様式第3（第10条関係）

東郷町巡回バス等広告掲載内容等変更申込書

年 月 日

東郷町長 殿

申込者 住 所  
氏 名  
電話番号

東郷町巡回バス等広告掲載要領第10条の規定に基づき、次のとおり申し込みます。

変更内容	
変更の年月日	年 月 日
その他	添付書類 原稿案

様式第4（第10条関係）

第 号  
年 月 日

東郷町巡回バス等広告掲載変更決定通知書

様

東郷町長

年 月 日付けで変更申込みのあった東郷町巡回バス等への広告掲載について、下記のとおり決定しましたので通知します。

決定区分	<input type="checkbox"/> 変更を認めます。 <input type="checkbox"/> 変更を認めません。
変更を認めない理由	
備考	

様式第 5 (第 1 1 条関係)

第 号  
年 月 日

東郷町巡回バス等広告掲載取消決定通知書

様

東郷町長

東郷町巡回バス等への広告掲載について、次のとおり取り消しましたので、東郷町巡回バス等広告掲載要領第 1 1 条第 2 項の規定により通知します。

取消年月日	年 月 日
取消理由	

様式第6（第13条関係）

東郷町巡回バス等広告掲載取下げ届

年 月 日

東郷町長 殿

申込者 住 所  
氏 名  
電話番号

東郷町巡回バス等への広告掲載を取り下げたいので、次のとおり届け出ます。

取下げ年月日	年 月 日
取下げ理由	

様式第7（第14条関係）

東郷町巡回バス等広告掲載料還付請求書

年 月 日

東郷町長 殿

申込者 住 所  
氏 名  
電話番号

東郷町巡回バス等広告掲載要領第14条の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

取消日	年 月 日		
請求額	円		
振込先	金融機関名	銀行 信用金庫 農業協同組合	本店 支店
	預金種目	普通 ・ 当座	
	口座番号		
	(フリガナ) 口座名義人		